

他の小売電気事業者の顧客情報の取扱いに係る  
緊急点検結果の報告について

2023年1月27日  
関西電力株式会社

当社は、2022年12月、関西電力送配電株式会社が管理していた他の小売電気事業者のお客さまの情報（以下、新電力顧客情報）を閲覧し活用していたことが判明し、2022年12月27日に電力・ガス取引監視等委員会（以下、監視等委）から報告徴収を受領し、2023年1月13日に調査結果等を報告しました。

[[2022年12月27日](#)、[2023年1月13日](#)お知らせ済み]

本件等を受け、当社は1月13日に、監視等委から新電力顧客情報の取扱いに係る緊急点検依頼を受領し、本日、点検結果を報告しました。

新電力顧客情報を不適切に取り扱っていたことについて、改めて深くお詫び申し上げます。

今後、監督官庁のご指導を賜りながら適切に対応するとともに、社外弁護士等で構成されたコンプライアンス委員会による客観的かつ徹底的な調査、原因究明を実施し、二度とこのような事態が起こらないよう再発防止策を徹底してまいります。

以 上

別紙：緊急点検結果の概要

関西電力送配電から受領した閲覧実績に誤りがあったため、その旨、[2023年1月30日](#)お知らせ

## 緊急点検結果の概要

指示・確認事項	報告内容
①一般送配電事業者が管理する託送システムを通じ、新電力の顧客情報を閲覧したことがある社員や委託先関係者の有無を確認すること。	2022年9月12日～12月12日までの間に、730名の当社社員および委託先社員が託送システムを通じ、新電力の顧客情報を閲覧していた。
②一般送配電事業者が保有する新電力の顧客に係る情報にアクセス可能なPC端末その他の設備が、物理的隔絶にも関わらず、自社の者が使用できる場所に置かれたことがなかったかを確認すること。	情報へのアクセス制限は、PC 端末等の物理的な情報で実施しておらず、ログイン時のユーザ情報にて実施していることから、PC 端末等の設置場所を原因として、本来権限を有しない者が、新電力の顧客情報にアクセスできてしまうという事態は発生しない。
③一般送配電事業者が保有する新電力の顧客に係る情報にアクセス可能なPC 端末その他の設備が、自社の者に対して交付されたことがなかったかを確認すること。	情報へのアクセス制限は、PC 端末等の物理的な情報で実施しておらず、ログイン時のユーザ情報にて実施していることから、PC 端末等の配備先誤りによって、本来権限を有しない者が、新電力の顧客情報にアクセスできてしまうという事態は発生しない。
④一般送配電事業者に求められている体制整備を含む行為規制について、特定関係事業者の視点から留意すべき事項について整理した上、当該内容について緊急的に社員への周知を行った上で研修を実施すること。	2023年1月13日に社長から全役員・全従業員に対して不適切な取扱いの発生に係る周知と、行為規制を含めたコンプライアンスの徹底等に関するメッセージを発信。 研修については、本事案の再発防止策も踏まえ、準備でき次第、2023年3月末までに実施する。